

## 4月は垂水市さわやか あいさつ運動強調月間

垂水市では、子どもたちの明るく健やかな育成と、地域の人々との信頼関係を深めることを目的に、「垂水市さわやかあいさつ運動」に取り組んでいます。「いつでも、どこでも、誰とでも」あいさつで思いやりの溢れる社会づくりを目指しましょう。



▲新城小学校前。地区のみなさんと小学生

◎問い合わせ先…社会教育課  
社会教育係 ☎32-0224

## 公民館組織の一部変更 および休館日について

### 公民館組織の一部変更

公民館長  
社会教育課長が兼任  
(9つの公民館全て)

## 国民年金保険料 学生納付特例申請

令和元年度に保険料納付を猶予している方で、令和2年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬にハガキ形式の学生納付特例申請書を送付しております。

### ■学生納付特例制度

所得の少ない学生が申請し、承認されることで、保険料の納付が猶予(先送り)される制度

### ■申請方法

#### ①同一の学校に在学の場合

3月下旬に送付されているハガキ(学生納付特例申請書)に必要な事項を記入し返送ください。

#### ②初回申請・学校変更の場合

①在学証明書または学生証の写し、②印鑑、③基礎年金番号がわかるものまたは個人番号がわかるものを持参のうえ、市役所年金窓口までお越しください。

### ■保険料の納付を希望する場合

保険料の納付を希望される場合は納付書を送付します。近くの年金事務所にご連絡ください。

### ◎問い合わせ先

市民課市民係 ☎内線163  
鹿屋年金事務所 ☎42-5121

### ■公民館主事

「会計年度任用職員」へ移行

### ■従来の公民館長について

「館長代理」と名称を変更し、従来通り、館長の任務を代行します。

### 休館日について

■休館日 原則、①毎週水曜日、②土・日・祝日

※4月以降、公民館主事が週4日の勤務となるため、休館日が必ずしも①、②の通りになるとは限りません。ご利用の際は、事前に利用する地区公民館へご相談ください。

※水曜日は、できるだけ行事や会合等を入れないようにご協力をお願いします。

◎問い合わせ先…社会教育課  
社会教育係 ☎32-0224

## 令和元年度 定期監査の結果

地方自治法第199条第4項および第9項に基づく、「定期監査」結果を公表いたします。

### ■監査対象

市長事務部局、議会事務局、教育委員会事務局、農業委員会

## 後期高齢者医療保険 料率が変わります

令和2・3年度の保険料率を改定します。

### ▼後期高齢者医療保険料率の改定内容

内訳	変更前 平成30年度 令和元年度	変更後 令和2年度 令和3年度
均等割額	50,500円	55,100円
所得割率	9.57%	10.38%
年間負担 限度額	62万円	64万円

※被保険者の皆様の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しを行います。  
※医療費は、年々増加しており、高齢化の進展とともに今後も増加が見込まれています。  
※保険料は、被保険者一人一人が安心して医療機関を受診するために必要なものです。ご理解をよろしく願います。

### ◎問い合わせ先

市民課国保係 ☎32-1113  
県後期高齢者医療広域連合  
業務課資格賦課・保健班  
☎099-206-11329

## 令和2年度「垂水市健康ポイント事業」が変わります!

令和2年度から更に多くの方にご利用いただけるよう、引き続き、健康づくりを応援します!

①対象 市内に住居登録があり、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に40歳以上になる方

②参加方法 これまで市役所での参加登録が必要でしたが、新たなポイントカードは対象者へ郵送します。※4月下旬頃

③交換可能なポイント数 これまで20ポイント以上から「垂水スタンプ会商品券」と交換していましたが、5ポイントからでも交換できるようになりました。

④令和2年度ポイントの商品券交換 令和2年度対象事業に取り組み、貯まったポイントの交換は、令和3年度(令和3年4月以降)からの引換えとなります。

⑤対象事業 ご自身の健康状態について、目指す数値に改善するための取り組みを評価する項目等を設けました。

手帳からカードに  
そして、更に  
利用しやすく!

## 令和元年度 健康ポイントは交換受付中!

令和元年度(平成31年度)のポイントが貯まっている方は、5ポイント以上で垂水スタンプ会商品券と交換できます。すでに交換された方でも残り5ポイント以上で交換できます。

### ■商品券への引換え申請

時間 平日午前8時30分~午後5時15分  
場所 市民課国保係  
必要物 健康ポイント手帳、申請者の身分証明書(運転免許証、健康保険証等)  
交換期限 令和3年3月31日

◎問い合わせ先: 市民課国保係 ☎内線160

## ゴールデンウィーク 安全な マリナレジャーを!

### ■小型船舶の事故防止

①発航前点検と定期メンテナンス  
②常時適切な見張りの励行  
③ライフジャケットの着用  
※ミニボート(免許・検査不要の小型ボート)の事故が多発しています。安全な使用をお願いします。

### ■釣り中の事故防止

①ライフジャケットの着用  
②危険な場所ではやめましょう  
③携帯電話は防水パックを使用

海のもしものは、  
118番

海上保安庁  
啓発動画配信中



プレジャーボート



ミニボート



釣り

### ◎問い合わせ先

鹿児島海上保安部  
☎099-805-1002